

仕 様 書

売払人と買受人とは、不用歯科材料の売払契約について、次のとおり定める。

1. 品 名 不用歯科材料
2. 売払数量 約 2, 8 5 0 g
買受人は当該物品を引き取り後、総重量を計測し、売払人報告書を提出すること。
その数量をもって売払数量とする。
3. 引取期間 契約締結の日から令和7年12月26日まで
4. 引取場所 売払人の指定する場所（搬入口倉庫）
5. 納付方法 買受人は契約金額を売払人報告書の検査検収後、売払人の指定する日時及び口座に入金すること。
6. 費用負担 不用歯科材料引き取りから処分に係る一切の費用（精錬費等）は買受人の負担とする。
7. 引取量の報告
 - (1) 数量については引き取り後に計測し、担当者に報告書を提出すること。
 - (2) 精錬後、含有有価金属の成分分析表を提出すること。
8. 業務履行にあたっての注意事項等
 - (1) 契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。
 - (2) 物品を引き取る時は、売払人の指示に従って行うものとする。
 - (3) 当該物品を原形のまま自ら使用することや、第三者に譲渡することを禁ずる。
 - (4) 物品は不衛生であるため、直接触れることのないよう取り扱いには十分留意すること。
 - (5) 運搬、回収に伴う費用等はすべて買受人の負担とする。
 - (6) 物品の売払い後は、売払人は当該物品の瑕疵について責めを負わない。
 - (7) 契約の履行にあたり、売払人または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - (8) 搬出・運搬の際、車両から当該物品が飛散落下しないよう十分な対策を講ずること。
 - (9) 作業の工程で残渣が生じた場合は、産業廃棄物として適正に処分すること。
 - (10) 当施設が医療機関であることを認識し、施設内外で作業の際は、何人にも不快感を与えないよう十分に留意すること。
 - (11) 契約の履行にあたっては、道路交通法等関係法令を遵守すること。